

訴えの提起について(住宅明渡し等請求)
次のとおり、訴えを提起する。

平成26年8月25日提出

相模原市長 加山俊夫

1 被告となるべき者

甲 市内在住者

乙 市内在住者(連帯保証人)

2 管轄裁判所

横浜地方裁判所相模原支部

3 請求の趣旨

次のとおり、判決及び仮執行の宣言を求める。

(1) 被告甲は、市営住宅を明け渡すこと。

(2) 被告らは、原告に対し、連帯して金2,826,100円及び滞納家賃の納期限の翌日から納付済みに至るまでの違約金並びに平成26年5月23日から市営住宅の明渡しの日までの損害金を支払うこと。

(3) 訴訟費用は被告らの負担とすること。

4 事件の概要

(1) 本市は、甲に対し、市営東団地への入居の決定をし、甲は、昭和61年9月1日付けで当該住宅に入居した。

(2) 甲は、本市に対し、平成3年2月7日付けで、市営住宅入居(承継入居)請書を提出した。この際、乙は、甲の連帯保証人となった。

(3) 甲は、平成12年3月分から平成26年1月分までの家賃のうち、合計2,826,100円の支払を怠った。

(4) 本市は、甲に対し、再三にわたり支払を求める催告を行ったが、支払に応じないため、乙に対しても督促を行った。

(5) 本市は、甲及び乙に対し、滞納家賃の全額を支払うよう再三催告を行ったが、

全額の支払に応じなかった。

(6) 本市は、甲に対し、平成26年5月12日付けで、本市からの通知到達後10日以内に滞納家賃の全額を支払わなければ、賃貸借契約を解除し、相模原市市営住宅条例(平成9年相模原市条例第19号)第46条第1項第2号の規定により当該住宅の明渡しを請求する旨の通知をし、当該通知は同日到達した。甲が支払期限である同月22日までに支払わなかったため、同日をもって賃貸借契約は解除され、本市は、甲に対し、当該住宅の明渡しを請求した。しかし、甲は、当該住宅の明渡しに応じなかった。

(7) よって、本市は、甲に対し当該住宅の明渡しを求め、並びに甲及び乙に対し滞納家賃の全額及び滞納家賃の納期限の翌日から納付済みに至るまでの違約金並びに平成26年5月23日から当該住宅の明渡しの日までの損害金の支払を求める訴えを提起する。

5 訴訟遂行の方針

(1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。

(2) 甲が市営住宅を明け渡し、並びに甲及び乙が本件請求に関する一切の債務を解消する旨の申入れをし、かつ、それらの履行が見込まれる場合は、和解する。

提案の理由

市営住宅の家賃の支払を怠った者に対し当該住宅の明渡しを求め、並びに当該支払を怠った者及びその連帯保証人に対し滞納家賃及び違約金並びに損害金の支払を求める訴えを提起するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を経る必要による。